

宿泊約款・利用規約

第1条 本約款の適用範囲

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 当日ご連絡のつく携帯電話番号、メールアドレス
 - (4) 宿泊料金
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間に関わらず、宿泊料及び清掃料、宿泊税を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間に関わらず、宿泊料及び清掃料、宿泊税を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間に関わらず、宿泊料及び清掃料、宿泊税を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。第2項の申込金を同項の規定

により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当施設は、次のいずれかに該当する場合は、宿泊契約の締結をお断りすることがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 当施設が求めるオンライン宿泊者名簿の事前登録を拒否される場合。
 - (3) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (6) 宿泊しようとする者が、近隣住民等に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第6条 宿泊客の契約解除

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当施設の契約解除(第7条)

1. 当施設は、第3条第1項により宿泊契約が成立した場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、当該宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 第5条第2号から第9号のいずれかに該当すると判断したとき。
 - (2) 第10条に定める利用規則に反する行為があったとき、またはそのおそれがあると当施設が判断したとき。
 - (3) 当施設が求めるオンライン宿泊者名簿の登録拒否または虚偽の登録行為をしたと認められるとき。
 - (4) 前各号のほか、解除する正当な理由があるとき。
2. 当施設が前項の規定により宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録(第8条)

1. 宿泊客は、宿泊日当日16時までに、オンライン宿泊者名簿において、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日および、パスポート撮影画像の添付
 - (3) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後4時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合にはホテルが指定した追加料金を申し受けます。

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。
2. 宿泊客は、当施設の建物、客室、家具、備品その他の設備を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。
3. 宿泊客の故意または過失により、建物、客室、家具、備品等に破損、汚損、紛失が生じた場合、当施設は、その修理費用、交換費用、特別清掃費用その他実際に要した費用の実費相当額を請求できるものとします。
※通常の清掃で除去できない汚れ、臭気、破損等については、特別清掃または修繕の対象となります。
4. 前項の規定により、客室の販売が一定期間できなくなった場合には、合理的な範囲でその損害を請求することがあります。

第11条 営業時間

当施設の営業時間は次の通りとし、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(1)チェックイン時間：16：00～23：00

第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊の予約申込の際または当施設が請求した時、原則オンラインによる決済または銀行振込にて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条 当施設の責任

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

第 15 条 寄託物等の取扱い

宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品または現金並びに貴重品については、宿泊客ご自身で管理いただくこととし、滅失、毀損等の損害が生じた際にも、当施設は、その損害の賠償等の一切の責任を負いません。ただし、当施設に故意または重大な過失がある場合に限り、15 万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

第 16 条 宿泊客の手荷物または携帯品の保管

1. 宿泊客が当施設に宅配サービス等で荷物を送った際に、当施設は宿泊者の代わりに受け取ることは一切致しません。また、荷物の受取が出来なかったことによる返送または転送に係る送料の保障は致しません。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が、当施設に置き忘れられていた場合は、原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めるものとします。所有者の連絡および指示がない場合は発見から 1 ヶ月経過後（飲食物・たばこ・雑誌・湿った布製品等は発見の翌日）に処分いたします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条 駐車責任

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条 宿泊客責任

宿泊客の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条 免責事項

当施設内からのインターネット通信のご利用に当たりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。インターネット通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、インターネット通信のご利用に当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第 20 条 個人情報の取扱

当施設は、個人情報の保護に関する関係諸法令・規則、契約、その他の規範を厳正に遵守します。当施設は、原則として個人情報を第三者に開示・提供しません。開示・提供する場合には、法令に則り適切に行います。

第 21 条 裁判管轄および準拠法

本約款による契約およびこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、当施設運営会社の所在地を管轄する日本の裁判所において日本の法令に従い解決するものとします。

別表第 1

宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項および第 12 条第 1 項関係）

内訳		
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	①宿泊料：各予約サイトに掲載された料金
	追加料金	②①に含まれない清掃料金およびその他の利用料金
	税金	③消費税

備考：税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第2

違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知 を受けた日	不泊・ご連絡なしの場合	当日	前日
	100%	100%	20%

1. 「％」は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 当施設が企画する一部の宿泊商品や団体予約等において別段の取り決めをした場合は、それに従うものとします。

利用規則

当施設では、安全性の確保と、お客さまに快適なご滞在をいただくため、宿泊約款第10条に基づき、下記の通り利用規則を定めております。

この利用規則をお守りいただけない場合には、宿泊約款第7条により宿泊及びその他の施設利用をお断りさせていただくことがあるほか、この利用規則をお守りいただけないことによって生じた事故その他トラブル等について、当施設は一切の責任を負いかねますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 火器（花火含む）及び高温を発する電化製品等の使用

当施設では、備え付けの設備・機器を除き、お持ち込みの暖房用、炊事用の火器およびアイロン等のご使用にならないでください。また、その他火災の原因になるような行為（花火含む）をなさらないでください。

2. 施設での喫煙について

家屋内は完全禁煙とさせていただきます。屋外の指定された場所以外での喫煙はご遠慮ください。家屋内で喫煙された場合は、寝具や室内のクリーニング費用その他修繕にかかる実費をご請求させていただきます。

3. 飲食物のお持ち込みについて

スーパーマーケットやコンビニエンスストア等でお客様ご自身がお買い求めになった商品のお持ち込み、および室内でのご飲食は自由です。お持ち込み品については、お客さまの責任のもと管理を行ってください。

4. お持ち込みの禁止について

下記の物品等は施設・敷地内へのお持ち込みを硬くお断りさせていただきます。

- ・ 動物、鳥類（ペット類） ※補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を除く
- ・ 著しく悪臭を発するもの
- ・ 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの。
- ・ 適法に所持されていない銃砲刃剣類。

5. 迷惑行為のお断り

- ・ 施設内で、賭博および風紀を乱すような行為または近隣の方に迷惑を及ぼすような言動はなさないでください。
- ・ 歌唱や大声での会話、大音量でのテレビ・スピーカー等の使用など、近隣の方に迷惑を及ぼすような行為はなさないでください。
- ・ 施設内の設備・備品等を持ち出す、加工するなどの行為はなさないでください。汚損・破損・紛失については実費を申し受けます。
- ・ 施設内で許可なく営業上の目的で写真やビデオ、ストリーミング中継などあらゆる機器による撮影および録音はなさないでください
- ・ お車でお越しの際は、当施設の専用駐車場をご使用ください。前面または近隣の道路や当施設敷地外への違法駐車はおやめください。
- ・ 私的に撮影または録音されたものであっても、許可なく営業上の目的でインターネット、SNS等に掲載する行為はなさないでください。
- ・ 施設滞在において一般的に発生し得ない粗大ごみ、家電ごみ、その他産業廃棄物に類するものを当施設敷地内に廃棄なさないでください。

6. 客室のご利用について

- ・ 客室を宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
- ・ 客室やその他施設を事務所および展示室代わり、また商業映像の撮影場所など宿泊以外の目的でご使用なさないでください。
- ・ ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為はなさないでください。

- 宿泊約款第9条により登録された宿泊客（同伴者を含む）以外のご来訪客を宿泊させることはお断りいたします。また、ご登録人数以上のご宿泊が判明した場合には、正規の宿泊料金に加え、違約金をご請求させていただきます。
- 未成年者のみのご宿泊は、特に親権者様の許可がない限りお断りさせていただきます。

7. 施錠・防犯・安全確認について

- ご滞在中に外出されるときは、玄関ドアや窓等の施錠を必ずご確認ください。
- 安全のため、外出時はお持ち込みになられた電子機器の電源をお切りください。特に、モバイルバッテリーその他充電を備えた機器類の充電状態での放置は、火災に繋がる恐れがありますので、おやめください。
- 当施設は屋内を全面禁煙とさせていただきます。屋外の決められた場所以外での喫煙はおやめください。
- ご滞在中の現金、貴重品の保管には十分ご注意ください。

8. 遺失物（お忘れ物）の取り扱いについて

お忘れ物は、宿泊約款第16条の規定に基づき、発見した日から一定期間、管理事業者にて保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。お忘れ物の発送をご依頼いただいた場合、発送にかかる費用はお客様のご負担とさせていただきます。

9. 暴力団、および施設・近隣住民に著しく迷惑をおよぼす方の宿泊のお断り

宿泊約款第5条第1項4号および5号に定める暴力団等に定める暴力団等および公序良俗に反する恐れのある場合には、当施設のご利用をお断り申し上げます。

※予約成立後、あるいは利用中にその事実が判明した場合には、たとえ滞在中であってもその時点でご利用をお断り申し上げます。